様式第４（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電気通信役務の種類 | | 提供する役務 |
| １　加入電話 | |  |
| ２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。） | |  |
| ３　中継電話（国際電話であるものを除く。） | |  |
| ４　国際電話等 | 国際電話 |  |
| 国際総合デジタル通信サービス |  |
| ５　公衆電話 | |  |
| ６　携帯電話 | 三・九－四世代移動通信システムを使用するもの |  |
| 第五世代移動通信システムを使用するもの |  |
| 三・九－四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの |  |
| ７　ＰＨＳ | |  |
| ８　ＩＰ電話 | 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの |  |
| 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの |  |
| ９　ワイヤレス固定電話 | |  |
| 10　衛星移動通信サービス | |  |
| 11　ＦＭＣサービス | |  |
| 12　インターネット接続サービス | |  |
| 13　ＦＴＴＨアクセスサービス | 共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの |  |
| 共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの |  |
| 14　ＤＳＬアクセスサービス | |  |
| 15　ＦＷＡアクセスサービス | |  |
| 16　ＣＡＴＶアクセスサービス | |  |
| 17　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス | |  |
| 18　三・九－四世代移動通信アクセスサービス | |  |
| 19　第五世代移動通信アクセスサービス | |  |
| 20　ローカル５Ｇサービス | |  |
| 21　フレームリレーサービス | |  |
| 22　ＡＴＭ交換サービス | |  |
| 23　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス | |  |
| 24　ＢＷＡアクセスサービス | 全国ＢＷＡアクセスサービス |  |
| 地域ＢＷＡアクセスサービス |  |
| 自営等ＢＷＡアクセスサービス |  |
| 25　ＩＰ－ＶＰＮサービス | |  |
| 26　広域イーサネットサービス | |  |
| 27　衛星アクセスサービス | |  |
| 28　専用役務 | 国内電気通信役務であるもの |  |
| 国際電気通信役務であるもの |  |
| 29　アンライセンスＬＰＷＡサービス | |  |
| 30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス | |  |
| 31　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。） | |  |
| 32　仮想移動電気通信サービス | 携帯電話に係るもの |  |
| ＰＨＳに係るもの |  |
| ローカル５Ｇサービスに係るもの |  |
| ＢＷＡアクセスサービスに係るもの |  |
| 33　ドメイン名電気通信役務 | 第59条の２第１項第１号イに掲げるもの |  |
| 第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの |  |
| 第59条の２第１項第２号に掲げるもの |  |
| 34　電報 | 受付及び配達の業務を行う場合 |  |
| 受付及び配達の業務を行わない場合 |  |
| 35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務 | |  |

注１　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２、５及び８に該当する場合は、この限りでない。

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

３　ＦＭＣサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ＡＴＭ交換サービスとはＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

４　３に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第１条第２項に定めるところによること。

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は32に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、17、18、19又は24に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

８　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の２第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の２第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

９　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。